

審査意見書

AC12 合同会社
AC12 一般社団法人
職務執行者 中垣 光博

姫路相生太陽光発電所に係る環境影響評価概要書に関し、環境影響評価に関する条例(平成9年条例第6号)第12条第1項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

令和7年1月15日

兵庫県知事 齋藤 元彦

記

標記事業の環境影響評価概要書(以下「概要書」という。)について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、AC12 合同会社が、相生市内で面積約78haの太陽電池発電所を新設する計画であり、事業を通じて社会における再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減に資することを目的として、事業を実施するとしている。

ゴルフ場の敷地を太陽電池発電所として転用するものであり、残置森林の伐採や新たな土地造成、改変等を行わない計画であるものの、ゴルフ場建設時に植えられたコース間の区切りの樹木の伐採等の工事の実施及び施設の供用により地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、環境影響評価の実施にあたっては、概要書に記載の調査、予測及び評価を着実にを行うことはもとより、以下の事項に十分留意し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

1 水質汚濁

- (1) 事業実施区域周辺の河川の利水状況を踏まえて水質調査地点を適切に設定し、予測及び評価を行うこと。また調査・予測手法を環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に詳細に記載すること。

(2) パネル架台据付工事等による水質への影響が想定されることから、造成等の施工による一時的な影響について、予測及び評価を行うこと。

(3) 出水時の濁りの影響を適切に把握するため、必要に応じて濁度計を用いる等、水の濁りの時間変化を適切に把握できる調査を行うこと。

2 廃棄物

供用時の施設の維持管理に係る刈り取り後の雑草について、周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に処理する体制を検討すること。

3 動物・植物・生態系

(1) 昆虫類は植生や地表面の状態によって場所ごとに種構成が異なる可能性があり、開放的な場所を好む種類もあることから、現在ゴルフ場のコースとなっている部分を含め調査地点を増やすこと。

(2) 事業実施区域及びその周辺には貴重な底生藻類が生育している可能性があることから、底生藻類についても調査、予測及び評価を行うこと。

(3) ゴルフ場から太陽電池発電所への土地の利用形態の変化、パネルの反射光及び施設周辺に設置するフェンスの存在等により、動物の生息環境及び移動経路並びに植物の生育環境に影響を及ぼす可能性がある。これらの観点を踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 樹木伐採範囲及び面積について、準備書に具体的に記載し伐採を最小限に留めること。また太陽光パネル周辺の適切な植生管理や可能な範囲で在来種による植樹を行う等、ネイチャーポジティブの考え方を取り入れた事業計画となるよう検討すること。

4 反射光

太陽光パネルの反射光による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

5 その他

(1) 環境影響評価の内容に関しては、条例に基づく縦覧期間終了後もインターネットで公表を継続することや印刷を可能にすること等により積極的な情報公開に努めること。

(2) 相生市長からの意見も十分検討し、周辺住民への周知や関係団体との連携体制の確立に努めること。